

◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年3月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和8年9月30日

新潟県企業管理者 斎 藤 茂 樹

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第183条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成8年4月1日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和62年4月新潟県企業局訓令第2号）は、平成8年3月31日限り廃止する。			新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第183条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成8年4月1日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和62年4月新潟県企業局訓令第2号）は、平成8年3月31日限り廃止する。		
様 式 番 号	名 称	規 定 条 文	様 式 番 号	名 称	規 定 条 文
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第41号様式	支払依頼書	第62条	第39号様式	小切手振出済	第58条第2項
第42号様式	支払済報告書	第62条	第40号様式	通知書	第61条
	(書面用)			送金通知書	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第46号様式	(略)	第66条	第46号様式	(略)	第66条第1項
			第47号様式	小切手等未払	第67条第1項
				額報告書	
			第48号様式	小切手振出済	第68条第3項
				証明書	
			第49号様式	償還請求書	第69条第1項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第46号様式（第66条関係） 印鑑通知書 (略) 新潟県企業局財務規程第66条の規定により、印鑑の印影を下記のとおり通知します。 (略)			第46号様式（第66条関係） 印鑑通知書 (略) 新潟県企業局財務規程第66条第1項の規定により、印鑑の印影を下記のとおり通知します。 (略)		

第39号様式、第40号様式、第47号様式、第48号様式及び第49号様式を削り、第38号様式の4の次に、次の2様式を加える。

第 41 号様式(第 62 条関係)

支 払 依 頼 書

新潟県企業局出納取扱金融機関
銀行 支店 御中

新潟県企業局企業出納員 印

会 計	
支払指定日	年 月 日

下記のとおり支払を依頼します。

件 数	金 額

支 払 済 報 告 書

新潟県企業局企業出納員 様

新潟県企業局出納取扱金融機関
銀行 支店

会 計	
支払指定日	年 月 日

支払依頼書に基づき支払が完了したことを報告します。

件 数	金 額

備考

附 則

- 1 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。